年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1.ラビリング) フピルギリがる	せん等の概要
------------------	--------

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格取得日に係る記録を昭和 36 年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かにつては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から37年3月5日まで 私は、昭和36年7月1日にAが設立されたときの第一期生の募集で Cの事業所に入社して、Dの仕事に携わり、同年11月には、業務のた めに運転免許を取得して、市内の会社の事務所や役所等を車で回った。 厚生年金保険の記録は37年3月からであるが、入社した36年7月から ではないのか、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の商号変更の後のE株式会社を合併したB株式会社が提出した人事記録によると、申立人の入社年月日は、昭和 36 年7月1日であることが確認できる。

また、照会に回答した複数の同僚が、申立人は、常勤又は正社員であり、申立期間において当該事業所に勤務していたとしている。

さらに、昭和 36 年9月に入社した同僚は、入社と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人とは同じF職で、同じ待遇であったと供述している上、同年9月に入社した他の同僚も、入社と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、当該事業所では、正社員は全員保険料控除をされていたと供述している上、申立期間当時の経理課長は、給与や社会保険の手続は全て一括してGで行っており、正社員であれば当然社会保険料は

控除していたと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間に当該事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 37 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から11年4月1日まで 年金記録を確認したところ、株式会社Aにおける申立期間の標準報酬 月額が、実際に支給された金額より低くなっている。給料支払明細書を 提出するので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年4月1日の前日の同年3月31日付けで、10年11月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されているとともに、申立人と同じ日付で複数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 10 年 11 月分から 11 年 2 月分の給料 支払明細書において、標準報酬月額 17 万円に相当する給与の支払と厚生 年金保険料の控除が確認できる。

さらに、当該事業所の元事業主は、「減額訂正の届出等については分からないが、経営はかなり苦しく、社会保険料の滞納はあった。」と供述しているところ、日本年金機構から提出された資料において、申立期間当時、当該事業所に多額の社会保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年3月31日に行われた遡及訂正 処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及 訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認めら れない。 このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立 期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとお り、17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和 44 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を 2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から同年7月1日まで

年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務した昭和 44 年 4 月から同年 10 月 26 日までのうち、4 か月分の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、日本年金機構の記録では、厚生年金保険の被保険者期間が3 か月となっていることに納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aにおける給料支給明細書(昭和 44 年 4 月 分から同年 10 月分まで)から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤 務していたことが確認できる。

また、株式会社Aの元事務担当者の供述から、保険料は翌月控除である と認められるところ、上記給料支給明細書では、6月分の厚生年金保険料 が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支給明細書における厚生年金保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなって

いる上、事業主から回答が得られないため、これを確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所 (当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及 び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月20日

会計担当者から申立期間の賞与支払届が提出されていなかった旨の連絡を受けた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、申立人の給料支払明細書(控)から、18万円の 賞与が支給され、17万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が 控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記給料支払明細書 (控)における保険料控除額から、17 万 9,000 円とすることが妥当であ る。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主

による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで 昭和63年4月1日にA事業所(以下「A」という。)から同じ敷地 内にあるB事業所(以下「B」という。)に転勤した。

申立期間については継続してAに勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずであるが、国の記録では、被保険者記録が無い。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Aから提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、Aに継続して勤務し(昭和 63 年4月1日にAからBに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける昭和63年2月の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和63年3月31日となっている上、事業主は保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に

納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年11月から12年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月は24万円、13年1月から同年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から13年7月1日まで A株式会社に勤務していた期間のうち、平成10年11月1日から13年7月1日までの期間における標準報酬月額が、給与控除されていた厚生年金保険料額に比べ低いと思う。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる のは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立 人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成11年1月から13年6月までについては、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票並びに申立人に係る雇用保険の離職時賃金日額において、確認又は推認できる厚生年金保険料及び報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を11年1月から12年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月は24万円、13年1月

から同年6月までは26万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 10 年 11 月及び同年 12 月については、申立人は、給与明細書を保管していないものの、申立期間当時に在籍した複数の同僚から提出された給与明細書において、オンライン記録の標準報酬月額である 9 万 8,000 円よりも高額の報酬月額(平成 10 年 10 月以前と同額)が支払われ、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間前後と同額の報酬月額が支払われ、かつ、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが推認できる。

したがって、上記同僚の給与明細書及び申立人の平成 10 年 10 月のオンライン記録並びに申立人が提出した源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料額から、10 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が一致していない上、申立人の申立期間を一部含む期間において、申立人と同様に標準報酬月額が低くなっている同僚が、年金記録確認B地方第三者委員会に行った申立てについて、同委員会が事業主照会を行い、事業主から平成10年11月から従業員の標準報酬月額を9万8,000円とした届出を行った旨の供述が得られたところ、オンライン記録において、11年1月以降在籍したA株式会社の被保険者32人のうち、1日のみ在籍した一人を除いた31人に係る標準報酬月額が全て9万8,000円とされているのが確認できることから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月21日から同年12月1日まで 当時、株式会社AでB業務を担当していた。昭和62年12月1日付けで、 社命により同一企業グループであるC株式会社に異動した。ところが、 日本年金機構の記録では株式会社Aの厚生年金保険の資格喪失日が同年 11月21日と記録されており、1か月の空白期間ができてしまった。間違 いなく社命による異動であり、11月末まで同社に勤務しており、空白期間は無いはずだ。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主の回答、複数の同僚及び同社の顧問税理士の供述から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。また、株式会社Aの事業主は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除したと思う。」と回答している上、株式会社AからC株式会社に同時期に異動した同職種の同僚を含む複数の同僚は、「申立人は、両社において、継続して同じB業務を担当していた。」と供述している。

さらに、上記顧問税理士は、「株式会社Aの事業主に両社の給与計算業務を依頼されていたが、申立人が、C株式会社に移った時も給与から保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る 昭和62年10月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は保存されていないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務 所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周 辺事情が無いことから、行ったとは認められない。 埼玉厚生年金 事案 7149 (事案 5113、6810 及び 6811 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月1日から62年4月1日まで

② 平成11年4月1日から15年4月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間となっていない申立期間①及び②は、私がA株式会社に勤務して厚生年金保険の被保険者であった期間であるので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に関しては、前回申し立てた昭和60年1月1日から61年3月31日までの期間について、株式会社Aにおいて必ずしも従業員全員を社会保険に加入させていなかったことがうかがわれること、当該事業所が加入していたB組合が、申立人に係る記録は無いと回答していること、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も無いほか、申立人の雇用保険の加入記録も無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成24年3月28日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間を申立期間①に変更し、申し立てている。

しかし、申立期間①について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保 険被保険者名簿及びオンライン記録には申立人の名は無く、申立期間① 及びその前後の期間における当該被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

また、申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、株式会社Aが加入していたB組合は、申立人に係る記録は無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る当初の申立については、申立人が勤務していたとする株式会社CがD区E町に事務所を置いていたのは、商業登記簿謄本から昭和59年12月までであること、事業主が申立人は同社に勤務していなかったと供述しているほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間②に係る再申立においては、株式会社Cに勤務していた同僚が、「当初、株式会社Fに入社し、その後株式会社Cに移った。」と供述しているとともに、株式会社Fに勤務していた他の同僚証言から、申立人は、申立期間ではなく、昭和58年から59年まで頃に株式会社Fに勤務していたことがうかがわれるものの、株式会社Fの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人から新たな資料の提供が無いほか、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、当委員会の決定に基づき、平成24年3月28日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②について、株式会社Aに勤務していた期間として再度申し立てている。

しかしながら、申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、株式会社Aが加入していたB組合は、申立人に係る記録は無いと回答している。

また、株式会社Aは平成 11 年1月*日に破産宣告を受けており、当時の関係者から申立人の保険料控除についての供述は得られない上、申立人に、当該事業所における申立期間②の勤務内容等について確認したところ、申立人は、「厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたわけではない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。